

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : ISDN 回線終了に伴う通信機器設定・動作検証作業
- 2 特 定 業 者 : BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特 定 理 由 : 本業務は、上下水道料金オンラインシステムと収納代行会社間のデータ連携に使用する通信機器の設定変更及び動作検証、連携試験を行うものである。
本業務を遂行する条件として、①既存システムや連携ファイルの構成及び通信機器の接続仕様を十分に理解・把握していること、②障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。
上記業者は、当該システムの製造者かつ運用保守業務の受託者であり、上記条件の全てを満たす唯一の業者である。よって、本業務を履行できるのは上記業者以外にない。
- 4 根 拠 規 定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号